

1 日本の入管収容施設の処遇が国際基準からかけ離れていること

「ここに収容されている人たちは、この塀を出る自由はないけれども、それ以外を制限する理由はない」

これは、英国刑事施設視察委員会（Her Majesty's Inspectorate of Prison for England and Wales、以下「HMIP」という。）入管収容施設視察チームの委員の言葉である。

東京弁護士会は、2012年及び2014年に英国入管収容施設の視察を企画、実施した。英国の入管収容施設における処遇は、日本のそれとは天地ほどの差があった。

例えば、外部との連絡である。日本では、被収容者は限られた公衆電話を利用して、限られた時間内で外部に電話をかけることができるが、外部からの電話を受けることはできない。英国では、被収容者全員が携帯電話を1台ずつ持ち、それによって24時間、どこにでも、どこからでも相互に通話できる。

また、英国では、収容施設の中にパソコンが何十台もあり、被収容者は自由に使うことができる。被収容者は、自分の代理人や本国の家族を始め誰とでも電子メールのやりとりができる。2012年当時はSNS等の閲覧について制限があったが、2014年にはその制限には合理的な理由がないとしてHMIPから制限を解除するように勧告が出されていた。現在の日本では到底考えられない処遇である。

日本の入管収容施設では、「病院に行きたい」と申し出ても2週間待たされることもある。仮放免許可を申請しても結果が出るまでに2か月以上かかることが常態化している。

日本の入管収容施設における処遇は国際基準からかけ離れている。

2 視察委員会による視察が十分機能していないこと

なぜ、日本では、国際的に当然とされている人権基準に基づく処遇ができないのか。

それは、その処遇について外部から十分にチェックされていないことが一つの要因である。2010年に日本でも入国者収容所等視察委員会（以下「視察委員会」という。）が設置された。しかし、その機能は不十分と言わざるを得ない。

視察委員会は東日本と西日本に1つずつあり、それぞれ10名ずつの委員で構成されている。委員は、弁護士、医者、NGO、学者、地域の自治会の会長、といった人たちが非常勤として視察をしている。1つの収容施設を半日程かけて、しかも視察は入管職員によって「ここを見てください」「この人と会ってください」という形できちんとアレンジされている。これでは有意な視察はできるわけがない。

視察の結果、視察委員会として意見は出すものの、後述のExpectationsのような視察基準はない。視察委員会の意見を受けて各入管収容施設の措置が報告されているが、毎年同じような意見だったり、措置の内容が「検討中」となっているものに対して、翌年も同じ意見を出して、再度「検討中」との措置がされるなどフォローアップがなされているとはいえない状況である。

3 英国HMIPの視察の内容と視察基準 (Expectations)

英国HMIPの視察委員の1か月の過ごし方は次のとおりである。

1週目は視察に行く事前準備をする。翌週は月曜から金曜日まで5日間丸々、1つの施設を視察する。施設内の全ての鍵を渡されて、彼らの見られない場所、書類は一切ない。話を聞けない人は一人もいない、という極めて自由かつ能動的な状態で視察をする。その次の週には報告書をまとめ、その次の週には休暇を取る。こういったサイクルで、フルタイムの専門家が十分な報酬を得ながら視察をする。

英国の入管収容施設は、上記携帯電話の例以外にも、バーベルやダンベル、ベンチプレスなどが完備されたジムがあったり、ギターやドラムが使える音楽室があるなど、日本の入管収容施設とは比べることすらできない処遇状況であった。しかし、HMIPからは、それでも人権に対する配慮が足りないということで勧告を出されている。

HMIPの視察委員は、視察基準 (Expectations) に基づいて、1項目毎に丁寧に視察をし、不十分な点について勧告をする。Expectationsは、「期待されるべき状態」という抽象的な目標を立て、それが達成されるための具体的な事実を挙げてあるもので、インターネット上でも公開されている。視察の結果である報告書についても、インターネット上に公開され、300項目以上にわたる勧告が出されている。

4 エクスペクテイションズ日本版を採用した視察をすべきであること

上述してきたとおり、英国と日本における視察の制度はその組織自体からかけ離れているから、組織の改編も必要ではあるが、せめて視察基準として、英国と同様の基準を用いることは可能なはずである。

2014年6月5日の参議院法務委員会において、出席議員がExpectationsに言及し、「日本の視察委員会にはこのような視察の基準があるのでしょうか。もしなければ、このような基準を策定する予定がございますでしょうか」という質問をした。これに対し、当時の法務省入国管理局長が、「英国におきまして委員御指摘のような文書が作成されていることについては承知しておりますが、視察を受ける立場の入国管理局においてそのようなものを作成することが適当であるのかなどについては慎重な検討を要するものと考えております。」と答弁した。これが契機となって、東京弁護士会内の担当委員会においてExpectationsを一つ一つ翻訳し、法制度等の違いを反映させて日本用に加除修正したものが、今回採用を要請する「エクスペクテイションズ (期待される状態) 日本版 入国管理局被収容者の取り扱いと状況を評価するための基準 (案)」である。

法務省入国管理局長の答弁は次のように続いた。

「もっとも、英国の文書で求められているような施設の備えるべき基準につきましては、我が国にも当てはまるものと思いますので、それらをも適宜参考にしながら収容施設における処遇の在り方を検討して参りたいと考えております。」

入国者収容所等視察委員会におかれては、是非とも本基準案を視察基準として採用し、同基準に則った視察をされたい。

以上